for single-parent families

ひとり親家庭

サポートパンフレット



2025年度 明石市

ひとり親家庭の保護者のみなさんへ

明石市には、ひとり親家庭の方を支援するさまざまな制度 があります。

お母さん、お父さんたちが笑顔でいることができるよう、 このサポートパンフレットを大いにご活用ください。

こちらにはご自身ですでに使われた制度もあれば、はじめて知る制度も掲載されていると思います。わからないこと

や、何かお悩みなどがあれば、

担当の窓口にお気軽に ご相談ください。

母子・父子自立支援員への 個別相談も可能です。

《本書の使い方》

ピンク色の枠がついた制度

⇒ ひとり親対象の制度(離婚前の支援を含む)

水色の枠がついた制度

⇒ ひとり親以外も対象の制度

ひとり親家庭や子育てのための制度

					枠内の数字は本	書のページ
年齢	0歳	~6歳	~12歳	~15歳	~18歳	18歳~
学校	就当	学前	小学校	中学校	高等学校	大学等
9		児	童扶養手当		6	,
エル		J	児童手当			
手当		4	寺別児童扶養	手当		
			障害児福祉引	当	8	
		عت	・も医療費助尿		9	
			庭等医療費用	1	9	
医療費	未熟児養育医療	療費の助成 <u>0</u>				
	助産制度	9				
	/D#35/(FP)	/+1#E				1
	保育所(園) 認定こども	E			給付型	高等
	小規模保育的				奨学金	教育修学支援
保育·	=37=7 61 /17 ***	-A-BOLE			14	又版 15
教育	認可外保育	10	就学援助	h 13		
			特別支援			
	在宅子育で	給付 10	就学奨励	h 13		
		ひとり	親家庭等日常	学生活支援	16	\rightarrow
	産前・子育	T	放課後			
家事・	応援ヘルバ	『一派遣	児童 2			
育児	おむつ定期便		クラブ			
サポ ート	産後ケア					
T.		・病後児保育				
			ヨートステイ	、トワイライ	(F) 21	22 23
	ファミリ	ーサポートも	マンター 24			
			就労支援	1	28~31	
生活			貸付制度	12	15 30	
全般		離婚	・別居後の支	援	33 34	
支援		ひとり	親家庭交流	業	41	
			各種相談	28	35~39	

もくじ

経済的な支援・制度



各種手当

児童扶養手当	6
児童手当	7
特別児童扶養手当	7
障害児福祉手当	8
医療費(助成)	
こども医療費の助成	9
母子家庭等医療費の助成	9
未熟児養育医療費の助成	9
助産制度	9
保育料・保育費用	
保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所	10
認可外保育施設等利用世帯への補助金	10
在宅子育て世帯への給付金	10
貸付制度	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	12
生活福祉資金貸付金	12
⑧ こどもへの教育サポート	
割 (* 就学支援制度 *	
就学援助	13
特別支援教育就学奨励制度	13
給付型奨学金	14



貸付制度
教育支援資金貸付制度
私立高等学校入学資金貸付制度
高等教育修学支援制度
家事・子育てサポート
家事・育児サポート
ひとり親家庭等日常生活支援
産前・子育て応援ヘルパー派遣
0歳児見守り訪問(おむつ定期便)
産後ケア事業
一時的な預かり
病児・病後児保育
放課後児童クラブ
保育施設での一時預かり
子育て家庭ショートステイ
トワイライトステイ(平日夜間、休日預かり) 23
ファミリーサポートセンター24
子育て支援
親子交流スペース「ハレハレ」
こども健康センター
中高生世代交流施設 AKASHIユーススペース
子育て支援センター
就労に向けてのサポート
相談窓口
就労相談
ワークサポートあかし
ハローワーク明石・マザーズコーナー
4

給付金・助成制度
高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金 30
ひとり親家庭住宅支援貸付金
母子家庭等自立支援教育訓練給付金
J R通勤定期券の割引 ······ 32
離婚・別居後の支援
こども養育(養育費・親子交流など)のサポート
こどもの養育に関する合意書・こども養育プランの配布 33
パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布 33
「こどもと親の交流ノート」(養育手帳)の配布 33
親子交流サポート事業
親子交流のお手伝い
養育費等・親子交流取決めサポート 34
こどもの養育費立替支援事業 ····································
養育費差押えサポート事業
相談窓口の一覧
各種相談
各種相談窓口 35
男女共同参画センター 40
ひとり親家庭交流事業
ひとり親家庭交流事業 41
ひとり親家庭の支援団体
支援団体43
5

経済的な支援・制度

* 各種手当 *

児童扶養手当

【児童福祉課】 四918-5027

- 【対象】・離婚等によるひとり親世帯に手当が支給されます。
 - ・配偶者に重度の障害がある家庭や父母にかわって児童を養育 している家庭も対象となる場合があります。

【支給期間】・対象児童が 18 歳到達後の最初の 3 月までです。

- ・対象児童に中度以上の障害がある場合は、20歳到達の月までです。
- ・公的年金などを受給できる場合でも、年金額が手当額を 下回るときは、その差額分の手当が支給されます。

【手当額(月額)】 (所得制限あり)

	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680円~11,010円
児童2人目以降の加算額	11,030円	11,020円~5,520円

- *所得に応じて金額は変わります。
- *2 か月に1回支給となります(1月、3月、5月、7月、9月、11月)。

▶ 先輩ママの声:児童扶養手当現況届の相談会について

毎年8月の現況届提出の時期に合わせ、生活や就労の相談ができるようになっているので立ち寄ってみました。生活の相談は予約も不要。

特に困ったことがあるわけではないですが、当事者

経験のあるアドバイザーとお話することで少し 気持ちが晴れました。堅苦しくなくお話できる ので、気楽に立ち寄ってみてもいいかも♪ 【対象】児童を養育している方に支給されます。

【制度内容】

対象児童	高校生年代(18 歳年度末)まで		
所得制限	なし		
手当額	3 歳未満 第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳~高校生年代 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円		
支払月	6回(偶数月)		

※大学生年代(18歳年度末を経過した後22歳年度末まで)の子については 手当の支給対象にはなりませんが、第3子加算におけるカウント対象に なります(養育要件を満たす場合に限る)。

特別児童扶養手当

【児童福祉課】 ☎918-5027

【対象】20歳未満で、身体または精神に重度・中度障害のある児童を養育 している方に支給されます。

【手当額(月額)】 (所得制限あり)

児童 1 人につき 1級(重度障害) 56,800円

2級(中度障害) 37.830円

*年3回支給となります(4月(12月~3月分)、8月(4月~7月分)、11月(8 月~11月分))。

【対象】在宅での日常生活で常時介護を必要とする 20 歳未満の障害児に 支給されます。具体的には①身体障害者手帳1級か2級の一部の 障害または精神障害があり、②特別児童扶養手当以外の障害を 事由とする公的年金を受けていない方で、③施設に入所して いない方が対象になります。

【手当額(月額)】 (所得制限あり) 16,100円

▶ 先輩ママの声:ライフプランについて

ひとり親家庭向けのマネーセミナーに参加しました。(p41参照) 自分の今の収入と支出についてどんなものにいくらかかっているのか を洗い出してみると、案外子どもの教育費にかけていることに気づか されました。あれもこれも習わせないと遅れを取ってしまうとか、子 どもの教育はこうしなければならないとこれまでの価値観で考えがち でしたが、一旦リセット。セミナーの先生が高いお金をかけなくても、 学ぶ方法はいろいろあるということをおっしゃっておられ、地域のな かでボランティアの人がやっている、安価な教室を探し、いろいろ参 加しました。結局、子どもが一番好きなものが残っていき、好きなこ とに熱中できていればそれでいいかと思えるように。

また、お金を予算化するだけでなく、時間も年表にして管理。年表にしてみるとここでないと旅行できないとか、ここでないと自分の勉強にお金をかけられないとかも見えてきました。無計画な出費がなくなるだけでなく、必要なものにはドカンとお金を使えるようになりま

した。資格の合格祝いに自分用に買った ひとり掛けのソファは子どもが巣立った 後も大事に使おうと思うもののひとつです。

医療費(助成)

こども医療費の助成

【児童福祉課】 四918-5027

【対象】高校生世代まで(18 歳到達後の最初の3月31日まで)の子ども を対象に、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成します。 (所得制限なし)

【負担額】外来・入院ともに、ご負担はありません。 (食事療養費は対象外)

母子家庭等医療費の助成

【児童福祉課】 ☎918-5027

【対象】 ひとり親世帯の保護者とその児童(18歳到達後の最初の3月31日 まで)を対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部を 助成します。(所得制限あり)※児童はこども医療が優先

【負担額】(外来)1 医療機関あたり、1日800円を限度に月2回までご負担 ください。(対象児童600円/低所得者400円)

> (入院) 定率 1 割負担で月 3.200 円までご負担ください。 (対象児童 2,400円/低所得者 1,600円)

*3か月を超える入院は4か月目から一部負担金なし

未熟児養育医療費の助成

【児童福祉課】 ☎918-5027

【対象】身体の発達が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、 医師が指定養育医療機関において入院養育が必要と認めたもの に対して、養育医療の給付を行います。

【給付額】入院医療費・食事療養費が対象です。

助産制度

【児童福祉課】 ☎918-5027

【対象】ご家庭の経済的な理由により出産費用の負担が困難な方を対象に、 市が指定する助産施設への入所および費用の援助を行っています。 (所得制限あり)

保育料・保育費用

保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所

【こども育成室】 25918-5093

- 【対象】・就学前児童の保育・教育を希望する場合は、保育所・幼稚園・ 認定こども園・小規模保育事業所を利用できます。
 - ・受入年齢や受入時間は施設によって異なります。
- 【保育料】・世帯の住民税や児童の年齢に応じた保育料が必要となります。
 - ・明石市では、第 2 子以降については、保育料無料化のため 保育料はかかりません。また、2019 年(令和元年)10 月から 国の幼児教育・保育の無償化の実施により、3 歳クラス以上 の児童及び、0 歳から 2 歳クラスまでの市民税非課税世帯の 児童については、保育料はかかりません。
- 【給食費】明石市では3歳クラス以上の児童に係る給食費のうち、副食費 について無料です。

認可外保育施設等利用世帯への補助金 【こども育成室】 ☎918-5092

【対象】市内在住の第 2 子以降の児童が、国の幼児教育・保育の無償化または、明石市の保育料無料化の対象とならない市内外の認可外保育施設を月 64 時間以上利用している世帯に対し、通常保育(教育)時間にかかる保育料を補助します。

【補助額】月額上限2万円

(入園料、延長保育料、預かり保育料、給食費、被服代、教材費、文房具代、送迎バス代など諸経費、PTA会費などは対象外)

在宅子育て世帯への給付金

【こども育成室】 25918-5092

【対象】市内在住の第2子以降の児童(幼児教育・保育の無償化対象を除く)が、認可保育施設の利用を希望しているにもかかわらず

利用できずに「保育所待機児童」となっており、就労等の理由により保護者にかわって親族など(児童の祖父母や保護者の兄弟姉妹、友人、ベビーシッター、一時預かり、事務所(院)内保育の保育士など)が当該児童を在宅などで保育している世帯に給付金を支給します。

【給付額】児童1人につき月額―律1万円

▶ 先輩ママの声:親子交流・養育費

離婚時、2か月に1回の約束で子どもと元夫の親子交流がスタートしました。最初のうちは複雑な気持ちで見送っていました。日常でない「ハレ」の部分を別れた相手が持って行ってしまい、自分がみじめになったような気がしていたのです。子どももそのような私の態度に気づいていたのか、帰ってきても言葉少なく、気を遣わせていたような気がします。あるときから、子どもが親子交流に行っている間は「思いっきり楽しむ!」、「自分を癒す」と決め、いつもより贅沢な食材を買って料理したり、美容室に行く日にしたり。お互い楽しむことができるようになってからは子どもとの関係も良好に。

養育費の取り決めは離別前に法律相談に出向き、公正証書を交わしました。入金日には口座を確認し、毎回入金の確認を行ったことをメール連絡しました。ある程度、定型の文章を用意していましたが、自分たちの子どもが今どんな成長をしているのかを感情をはさまず、決して相手の機嫌を取るような態度にならないように、毎回自分と向き合い、言葉を選びながら連絡をとってきました。別居親のペースに合わせすぎないことも大切だと



思います。離別前にはいろいろなことがあり ましたが、子どもの成長に合わせ、自分たち も変わっていったように思います。

貸付制度

母子父子寡婦福祉資金貸付金

【児童福祉課】 ☎918-5182

【対象】母子・父子家庭や寡婦に対する修学資金や修業資金、生活資金な どの貸付を行っています。

【主な貸付の種類と貸付限度額】

種 類	内 容	貸付限度額(円)	
修学資金	高校、大学、専修学校等に就学 するための授業料等の必要な 資金 (授業料等)	月額 27, 000 円~ 183, 000円	
就学支度資金	就学するために必要な資金(入 学金等)	64, 300 円~590, 000 円	

- *貸付の種類は上記以外に就職支度資金・修業資金・技能習得資金・医療介 護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金などがあります。
- *お申し込みには、事前相談(個別面談)が必要です。
- *貸付には審査があります。高校、大学、専門学校などに進学する場合の入 学金や授業料などを借りる場合、早めにご相談ください。

生活福祉資金貸付金

【明石市社会福祉協議会】 **☎**924-9105

- 【対象】他からの借り入れが困難な、収入の少ない世帯、障害者世帯、高 齢者世帯で、一時的に困窮している世帯に対して、社会福祉協議 会や民生児童委員などの相談支援を受けることにより経済的自 立や社会参加の促進が図られると認められる世帯を対象に、必要 な費用の一部を低利・無利子にて貸し付けます。
- (所在地) 明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内 (相談・受付窓口)明石市社会福祉協議会へお問合せください。 (貸付主体)貸付に際し、兵庫県社会福祉協議会の審査があります。

こどもへの教育サポート

* 就学支援制度 *

就学援助

【教育委員会 教育企画室】

25918-5054

- 【対象】経済的な理由によって就学させることが困難である明石市立小・ 中学校に在籍する児童・生徒の保護者に、学用品費や給食など の経費の一部を援助します。
 - ・生活保護を受けている世帯(教育扶助を受給中の場合は修学 旅行費と医療費のみ援助対象)
 - ・生活保護の停止または廃止の世帯
 - ・市民税が非課税の世帯
 - ・児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - ・前年中の世帯収入が基準額以下の世帯
 - ・生計維持者の失業や死亡など経済的な理由によって就学困難 な事情がある世帯
 - *援助には要件があります。
 - *毎年、年度始めに学校からお子さんに制度の案内を配布します。 希望する方は毎年忘れずに申請してください(自動継続できません)。

特別支援教育就学奨励制度 【教育委員会 教育企画室】☎918-5054

【対象】明石市立小・中学校の特別支援学級などに在籍する児童・生徒の 保護者の経済的な負担を軽減するため、負担能力に応じて、交流 学習交通費や学用品費、給食費などを一部補助します。 【対象】経済的な理由など家庭環境により高等学校への進学が困難な、20 歳未満の人(本人または本人と生計を一にする家族が市内在住)

【内容】・入学準備金 30万円(上限)

- ・在学時支援金 毎月5,000円
- ・高校入試に向けた学習支援(希望者のみ)
- ・進学後の学校生活支援
- *翌年4月進学希望の人を対象に、6月上旬から7月頃に募集をします。 希望する方はホームページで確認のうえ、応募してください。

▶先輩ママのおすすめ:「教育費サポートブック」

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ 発行



お悩みの多いお子さんの教育費についての 情報が満載。

特に、昨今、進学の奨学金の情報は変化して いるので最新情報をゲットしておいてね♪ スマホ、WEBサイトでご覧いただけます。

PDFはこちらから 2024年度最新版 無料ダウンロード→



シングルマザー・シングルファーザーに、 必要な情報をわかりやすくお届けするサイト 「イーヨ」もおすすめ! 子そだてシングルの応援サイト

| イーヨ

https://s-iiyo.com

QRコードからご覧いただけます→



* 貸付制度 *

教育支援資金貸付制度(教育支援費・就学支度費)

【明石市社会福祉協議会】 **☎**924-9105

低所得世帯において、高等学校・大学(短大及び専修学校を含む)など に入学・就学する方に、必要な経費の貸付を行います。

(所在地) 明石市貴崎1丁目5-13 市立総合福祉センター内 (相談・受付窓口) 明石市社会福祉協議会へ、お問合せください (貸付主体) 貸付に際し、兵庫県社会福祉協議会の審査があります。

私立高等学校入学資金貸付制度

【兵庫県私学振興協会】 **☎**515-6760

通信制課程を除く私立高等学校、及び私立高等専門学校へ入学される 牛徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付を行います。

高等教育修学支援制度

文部科学省

【対象】経済的な理由から、大学・短期大学・高等専門学校などの高等 教育を受けることが困難な人の修学を支援します。

【条件】住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生で学習意欲があること 【詳細な情報】文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度」参照

> https://www.mext.go.ip/ kvufu/index.htm



独立行政法人 日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/ shogakukin/kvufu/index.html



家事・子育てサポート

* 家事・育児サポート *

ひとり親家庭等日常生活支援

【児童福祉課】 ☎918-5027

明石市内にお住まいのひとり親家庭などの生活の安定を図るため、 家庭牛活支援員を派遣します。

【対象】20歳未満のお子さんがいるひとり親家庭または寡婦(夫)等で、仕

事、病気、家族の看病などにより、一時的に支援が必要な家庭

【内容】掃除、洗濯、生活必需品の買い物、学童のお迎え など

【実施場所】利用者の居宅(利用者不在の居宅には援助できません)

【利用時間】午前7時から午後7時(日曜日・祝日・年末年始を除く)

【利用回数】调2回、原則最大3か月まで

【利用方法】利用には事前に登録が必要です。

家庭生活支援員は、明石市シルバー人材センターより派遣し ます。

【利用料金】1時間当たり

利用世帯の区分	生活支援	子育て支援
生活保護世帯、市民税非課税世帯	無料	無料
児童扶養手当受給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

^{*}支援を行うにあたって発生する実費は、利用者負担



妊娠中から就学前までのお子さんを養育しているご家庭に ホームヘルパーを派遣して、家事や育児のお手伝いをします。

【対象】・産前ヘルパー:母子健康手帳の取得後で、つわりがひどいなど 体調不良のため家事や育児が困難で、周りから の支援を受けられない妊婦

> ・子育て応援ヘルパー:出産後から就学前までのこどもを養育中 で、家事や育児に負担があるが、周りか らの支援を受けられない家庭

【内容】・家事援助:日常的な調理、洗濯、掃除、買物など

・育児援助:授乳補助、沐浴補助、おむつ交換補助、就学前のき

ょうだいの援助など

【派遣期間】・産前ヘルパー:母子健康手帳取得から出産日までに20時間 以内

・子育て応援ヘルパー:出産後から就学前まで

【利用時間】月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時まで

【利用上限】1週間に3日以内、1回につき2時間以内

【利用料金】

区分	1時間当たり	
生活保護世帯	0円	
市民税非課税世帯	300円	
その他の世帯	700円	

*牛後6か月未満の乳児の保護者には、ホームヘルパーを2時間分無料 で利用できる「子育てスタート応援券」(生後6か月のお誕生日前日 まで利用可)をお届けします。(出生届か転入届を提出されてから 約1か月後に「あかし子育で応援パック」として郵送します)

0歳児を養育している世帯に、おむつなどの赤ちゃん用品と子育て 情報紙を配達し、赤ちゃんと保護者の見守りを行います。

【対象】市内で0歳児を養育している世帯

- 【内容】おむつなどの赤ちゃん用品(3,000円相当)と月齢に応じた子育て 情報紙を毎月無償でお届けする際に、子育て経験のある女性配達 員が赤ちゃんと保護者の見守りを行います。子育ての悩みや心配 事、困りごとなどがあれば育児相談にも対応します。
- 【期間】生後満3か月になる月(転入の場合は転入月の3か月後)から1歳の 誕生月まで(最大10回)
- 【申請】出生・転入届から約1か月後に申請書を郵送しますので期限までに お申し込みください。手続きが遅れると配達回数が少なくなります。 【対面】原則として対面での受け取りをお願いします。

▶子育て支援課からのお知らせ:「あかし子育て応援アプリ」

明石市では、赤ちゃんに出会うまで、 そして、赤ちゃんが生まれてからの ことを支援するため 「あかし子育て応援アプリ」 を開設しています。 母子 ぜひご利用ください。

ダウンロードは こちらから→





[URL] https://www.mchh.jp/inflow/qr/index.html

- 【対象】市内に住民票があるママと生後1年未満の赤ちゃんを対象に、 出産後のママが安心して子育てできるように相談や子育ての 支援を行います。
- 【内容】・授乳等の育児相談
 - 乳房ケア
 - 沐浴のお手伝い
 - ・赤ちゃんをお預かりしながらママの休息のお手伝い
 - ・赤ちゃんの発育、発達等のチェックなど

【サービスの種類と利用料金】

		料 金			
種 類	利用時間	一般世帯	市民税非課税	生活保護	利用日数
		一放巴市	世帯等	世帯	
宿泊型	10時~	5,600円	2,800円	1,400円	7日以内
1日/口空	翌10時	3,000	2, ٥٥٥١	1,400	7日以内
デイサー	9時から				
ビス型	18時の間の	2,800円	1,400円	700円	7日以内
(日帰り)	8時間				
	10時~15時				初回を
訪問型	(約1時間半	1,800円	900円	0円	含めて
	程度)				5回まで

- *事業所により別途必要経費がある場合は、実費負担になります。
- *訪問型の初回は、無料になります。 (おためし券をご利用ください)
- *利用回数の上限があります。
- *医療行為が必要な方(例:乳腺炎や感染症〈疑い含む〉で治療が必要な 場合等)は利用できません
- *ママや赤ちゃん、また事業所の状況によって、利用が認められない場合 があります。

* 一時的な預かり *

病児・病後児保育

【こども育成室】 25918-5092

【対象】病気やけがにより保育所や放課後児童クラブなどでの集団保育に参加 できない児童(生後6か月~小学校6年生)を保護者に代わって専用施 設で一時的に預かります。

【対象となる疾患】

- 1 風邪、消化不良などの乳幼児が日常かかる病気
- 2 インフルエンザ、水痘、風疹などの感染症疾病
- 3 喘息などの慢性疾患
- 4 骨折、熱傷などの外傷性疾患
- 5 その他、医師により病児・病後児保育の利用が認められた場合 【利用可能な施設】
 - ・病児保育室にこ(明石市立市民病院)/鷹匠町1-33
 - ・病児保育室ふたば(江井島病院)/大久保町西島 742-3
 - ・病児保育室ひだまり/西明石南町2丁目13-14 平野ビル1階

【利用方法】病児保育予約システム「あずかるこちゃん」から、登録・

お申込みをお願いします。

【利用時間】7:30~18:00(月曜日~金曜日)

詳しくはこちら→



【利用料金】

TALOU DALI TITA		
明石市内	市民税課税世帯	2,000円
に住所の ある児童	市民税のうち均等割のみ 課税され、所得税は課税 されていない世帯	1,000円 *病児保育室にこでは、児童をお預けいただく際にいったん2,000円をお支払いいただき、お迎え時に1,000円返金します。
	市民税非課税世帯または生活 保護を受給している世帯等 *生活保護世帯の方は受給確 認をさせていただきますの で、受給中である旨を利用の つど申し出てください。	0円 *病児保育室にこでは、児童をお預けいただく際にいったん2,000円をお支払いいただき、お迎え時に2,000円返金します。

明石市内に住所のない児童

3,000円

*詳しくは、こども育成室にお問合せください。

放課後児童クラブ

【こども育成室】 25918-6004

【対象】保護者が就業等により昼間家庭にいない児童(1~6年生)を対象 として、授業の終了後などに、適切な遊びや生活の場を提供し、 施設において児童の健全な育成を行います。

【開所日時】・平日(授業のある日):授業終了後~午後5時

・土曜日・長期休業日・代休日:午前8時30分~午後5時 *別途延長時間あり(希望者のみ)

【利用料金】・基本費用(児童1人あたり)月額8,000円(8月は12,000円)

・市民税非課税世帯:月額2,000円(8月は3,000円)

・生活保護世帯:月額2,000円(8月は3,000円)

・ひとり親家庭等世帯:月額4,000円(8月は6,000円)

保育施設での一時預かり

【こども育成室】 25918-5092

【対象】保護者の病気やけが、育児疲れ、冠婚葬祭などで、一時的に保育 が必要となる児童をお預かりします。

実施施設	時間	金額
にこにこ保育ルーム (パピオスあかし5階)	9:00~17:00 *この時間帯以外の 延長はありません	明石市内に住所がある児童 1時間につき400円 明石市に住所がない児童 1時間につき700円
認可保育施設 *実施している施設は	1日 8:00~17:00 *施設により 異なります	3,000円 (延長1時間につき400円)
明石市ホームページでご確認ください	半日 4時間以内	1,500円 (延長1時間につき400円)

【対象】児童の保護者が出産・病気などで家庭での養育が一時的に困難と なった場合に、児童を児童福祉施設などで短期間(7日以内) お預かりします。

(利用者負担金(一人1日当たり))

区分	生活保護世帯	ひとり親家庭・養育者家庭・ 市町村民税非課税世帯
2歳未満児・慢性疾患児	0円	1,100円
2歳以上児	0円	1,000円
緊急一時保護の母親	0円	300円

^{*}一般日常生活に必要な諸経費以外については、別途料金が必要です。

【実施施設など】

対象年齢	施設名等	住 所	
0歳~就学前	明石乳児院	明石市大久保町大窪2752-1	
	ピューパホール	姫路市八代東光寺町13-11	
2歳~18歳未満	カーサ汐彩	明石市藤が丘2丁目36-1	
	フレスタ明石	明石市大久保町高丘1丁目6-8	
	播磨同仁学院	加古川市平岡町山之上518	
	立正学園(虹の丘)	加古川市八幡町野村617-4	
	ファミリーホーム	明石市魚住町中尾995-3	
0歳~18歳未満	和和(にこにこ)		
		明石市内	
	里親家庭	*ショートステイの受け入れ可能な里 親は市内全域にいます。申請時に受け 入れ可能な里親を調整します。	

^{*}記載以外にも明石市外に契約している施設があります。

^{★1}年間(4月~翌年3月)の児童1人あたりの合計利用日数は28日以内です。

トワイライトステイ(平日夜間、休日預かり) 【明石こどもセンター】 **☎**918-5725

【対象】児童の保護者が仕事などにより平日の夜間、または、休日(土日祝日)に不在となり、家庭などにおいて児童を養育することが困難となった場合に、児童を児童福祉施設などで保護し、生活指導、食事の提供などをします。

【利用者負担金】(1日1人あたり)

区分生活保護世		ひとり親家庭・養育者家庭・ 市町村民税非課税世帯	
平日 17:00~22:00 0円 400円		400円	
休日 9:00~17:00	0円	450円	

^{*}一般日常生活に必要な諸経費以外については、別途料金が必要です。

【実施施設など】

対象年齢	施設名等	住 所	
0歳~就学前	明石乳児院	明石市大久保町大窪2752-1	
2歳~18歳未満	カーサ汐彩	明石市藤が丘2丁目36-1	
	ファミリーホーム 和和(にこにこ)	明石市魚住町中尾995-3	
	里親家庭	明石市内	
0歳~18歳未満		*トワイライトステイの受け入れ 可能な里親は市内全域にいます。申 請時に受け入れ可能な里親を調整 します。	

ファミリーサポートセンター

【明石市ファミリーサポートセンター】 25915-1277

【内容】「子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)」と「子育ての応援を したい人(提供会員)」が会員となって、送迎や一時的なこどもの 預かりなどの援助を行います。

【会員登録】依頼会員になるためには、明石市ファミリーサポートセンタ ーに予約の上、登録説明を受ける必要があります。

【利用料金】こども1人あたり(きょうだいは2人目より半額)

※安全面を考慮し、原則提供会員1人につき子ども1人の活動

・月曜日~金曜日 7:00~19:00 1 時間700円

・早朝(6:00~7:00)、夜間(19:00~22:00)、

土・日・祝・年末年始

1時間800円

・送迎のみ30分以内の場合

500円

*その他実費負担あり

▶ 先輩ママの声:子どもの預かりについて

ファミサポや保育所の一時預かりを利用するには事前の登録が必要です。時間のある時に登録だけはしておいた方がいいと思います。いざという時のために、病児保育や民間のベビーシッターの内容も調べました。

普段からご近所の方には、なにかあったらよろしくお願いしますと声を かけておいたので、子どもが鍵を忘れて家に入れなかったときに、助けて もらったことがありました。

引っ越しした時に信頼できる人には 「ひとり親家庭なのでよろしくおねがい します!」と明るく挨拶しておいて よかったです。

* 子育て支援 *

親子交流スペース「ハレハレ」 (パピオスあかし5階) ☎918-6226

あかしこども広場の中にある、屋内大型遊具をそろえた、親子で一緒 に遊ぶことのできる施設です。

【対象】小学牛以下のこどもとその保護者(保護者同伴)

【利用時間】9:00~17:00 1日5回の入れ替え制

【休所日】 毎月最終水曜日

(最終水曜が祝日、12/29~31の場合はその前週水曜) 年末年始(12/29~1/3)

【利用方法】あかしこども広場5階の各施設を利用するためには、1人1枚の 利用者カードが必要です。(お子さんを含む)



こども健康センター

(パピオスあかし6階) ☎918-5656

- 【内容】・お母さんと子どもの健康をサポートします。
 - ・健やかに安心して子育てが行えるよう、妊娠期から就学前まで の子育て期にわたる相談を受けています。
 - ・母子健康手帳の発行、乳幼児健康診査、予防接種券の発行など を行っています。

【受付時間】 平日・土曜日 9:00~17:15

【休所日】 日曜日・祝日

中高生世代交流施設 AKASHIユーススペース

(パピオスあかし5階) ☎918-6355

- 【対象】・主に中高生世代がクラブや学校行事のミーティングなどに利用でき、気軽に同世代の人との交流を楽しんでいただけます。
 - ・音楽スタジオやダンススタジオも完備しており、中高生世代の 自主的な活動をサポートします。 (要予約)

【開所時間】9:00~21:00

【休所日】毎月最終水曜日

(最終水曜が祝日、12/29~31の場合はその前週水曜)

*学校の長期休業中は開所 年末年始(12/29~1/3)

▶ 先輩ママの声: AKASHI ユーススペースの利用について

子どもが高校生の時、このユーススペースをよく利用していました。 音楽活動のためスタジオを借りるなど、自分の小遣いではなかなか体験 できないことをこの場でさせてもらい、明るい高校生活を送ることがで きました。他校の生徒とも交流ができ、価値観が広がったように思いま す。勉強にも使えますし、年の近いスタッフの方もよくお話をしてくれ たようで将来のいいモデルとなったようです。





- 【内容】・親子がおもちゃなどで自由に遊び、親同士、こども同士で交流 や情報交換ができるプレイルームがあります。
 - ・子育てに関する相談や情報提供、講座なども行っており、情報 コーナー、授乳コーナーもあります。

【名称・開所日時・所在地・問合せ先】

名称	開所日時	所在地	問合せ先		
	<対象:0 歳~就学前>				
あかし子育て 支援センター	月〜日 9:00〜17:00 毎月最終水曜日(最 終水曜が祝日・12/29 〜31の場合はその前 週水曜)・年末年始 (12/29〜1/3) 休所	大明石町1-6-1 パピオスあかし5階	☎ 918−5597		
子育て 支援センター あかし西	月~日 9:00~17:00 毎月第4日曜日·年末 年始 休所	二見町東二見1836- 1ふれあいプラザ あかし西1階	☎945-0296		
	<対象:0歳~3歳児>				
子育て 支援センター にしあかし	月~金 9:00~16:00 土·日·祝日·年末年 始 休所	小久保1-4-7 メゾン西明石 1 階	☎ 965−6847		
子育て 支援センター おおくぼ	火~日 9:00~16:00 月・年末年始 休所	大久保町ゆりのき 通1-4-7 明石こど もセンター内	☎ 936−7661		
子育て 支援センター うおずみ	月・火・水・金・土 9:00~16:00 木・日・祝・年末年始 休所	魚住町住吉1-1-16	25 203-8494		

就労に向けてのサポート

* 相談窓口 *

就労相談

【児童福祉課】 ☎918-5182

就労を希望するひとり親の方と面談を行い、その方の状況やニーズに 応じてハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に 向けた就労支援計画の策定や情報提供などを行います。

- 【内容】①新規就労だけでなく、転職やスキルアップを検討されている方 も気軽にご相談ください。
 - ②児童扶養手当を受給している方には、「ワークサポートあかし」 の担当者がマンツーマンで支援する「ひとり親就労サポート 事業」を行っています。制度内容等、詳細については児童福祉 課までお問い合わせください。

ワークサポートあかし

【ハローワーク明石】 ☎915-1041

ハローワークが明石市役所北庁舎に設置されています。市の就労支援員と 連携し、就労支援ナビゲーターがひとり親家庭の方の仕事探しを全力でサ ポートします。ご利用を希望される方は、児童福祉課にご相談ください。

(所在地) 明石市相牛町2丁目5-15

明石市役所北庁舎(旧保健センター)1階

ハローワーク明石・マザーズコーナー【ハローワーク明石】 25912-2305

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置 するなど、子ども連れで来所しやすい環境で職業相談をしています。

(所在地) 明石市大明石町2丁目3-37

* 給付金・助成制度 *

高等職業訓練促進給付金

【児童福祉課】 ☎918-5182

【内容】ひとり親の方が、就業に有利な資格を取得するために養成機関で 修業する場合、生活費の負担軽減を図るために給付金が 支給されます。

【対象】本市在住のひとり親で、次のすべての条件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、所得が児童扶養手当の支 給制限額未満であること(ただし、所得水準を超過した場合で も、1年に限り対象となります)
- ・資格取得のために養成機関で6か月以上修業し資格取得が見込 まれること
- ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
- ・過去に本制度を利用していないこと(ほか)

【対象資格】看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業 療法士・美容師・理容師・調理師・歯科衛生士・社会福祉士・ 栄養士・言語聴覚士・はり師・きゅう師・あんま・マッサージ 指圧師・精神保健福祉士・デジタル分野などの民間資格 等

【支給額】

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 10 万円	月額7万5百円
(下段:修業する期間の最後の1年)	(月額 14 万円)	(月額11万5百円)
高等職業訓練修了支援給付金	5 万円	2万5千円

【利用方法】資格取得養成機関への入学申請の前に、児童福祉課において 必ず事前相談(面談)を受けてください。

*ご相談の内容によって申請・給付できない場合があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金【兵庫県社会福祉協議会】 ☎918-5182 (問い合わせ先:児童福祉課)

【内容】「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に入学する時の「入学準備金」や、資格を取得して就職するための「就職準備金」を貸付します。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事した場合は、返済が全額免除となります。

【利用方法】児童福祉課へお問い合わせください。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付金

【兵庫県社会福祉協議会】

☎918-5182 (問い合わせ先:児童福祉課)

- 【内容】自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対して、住居の借り上げに必要な資金を貸付します。(月額上限7万円・最長12か月)ただし、次のいずれかを満たした場合は、返済が全額免除となります。
 - ・申請時に就業していない方が、貸付を受けた日から1年以内に 就職し、1年間就業を継続した場合
 - ・申請時に就業していた方が、母子・父子自立支援プログラム 策定時より高い所得が見込まれる職へ転職等し、1年間就業を 継続した場合等
- 【対象】本市在住のひとり親で、次のすべての条件を満たす方
 - ・児童扶養手当の支給を受けているか、世帯所得が児童扶養手当 の支給制限額未満であること(ただし、所得水準を超過した 場合でも、1年に限り対象となります)
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、資格取得や転職、 収入増に向けて修学や活動をしていること
 - ・生活保護を受給していないこと

- 【利用方法】相談・申請等は予約制です。事前に児童福祉課までご連絡 ください。
 - *ご相談の内容によって申請・貸付できない場合があります。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金 【児童福祉課】 四918-5182

- 【内容】ひとり親の方の就業を支援するために、指定の講座を受講した場合、受講料の一部を助成し、主体的な能力開発の取り組みを支援します。
- 【対象】本市在住のひとり親で、次のすべての条件を満たす方
 - ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていること
 - ・本教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる こと
 - ・過去に本制度を利用していないこと

【給付額】

- 1 一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練 講座の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る)の 額の60%相当額。(上限20万円)
- 2 (1) 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座の受講のために 支払った費用(入学料及び授業料に限る)の額の60%相当額。 (上限160万円(修学年数(最長4年)×40万円))
 - (2) (1)の対象者で、訓練修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%相当額を追加支給(年間上限20万円)
 - *1万2千円を超えない場合は給付されません。
 - *訓練終了後に給付されます。
 - *雇用保険制度(ハローワーク)から教育訓練給付金の支給を受けることのできる方は、その額を差し引いた額となります。
- 【利用方法】資格取得養成機関への講座の申し込み前に、児童福祉課に おいて必ず事前相談(面談)を受けてください。
 - *ご相談の内容によって申請・給付できない場合があります。

JR通勤定期券の割引

【内容】児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引きで購入できます。

【利用方法】

1 児童福祉課窓口で、「特定者資格証明書(写真付)」の交付申請 をして下さい。

<必要なもの>

- ・児童扶養手当証書
- ・定期券を購入する人の証明写真

(6か月以内に撮影。縦4センチ×横3センチ)

2 児童福祉課窓口で「特定者用定期乗車券購入証明書(購入証明書)」 の交付申請をして下さい。(郵送可)

<必要なもの>

- ·特定者資格証明書(写真付)
- *郵送の場合:申請書に必要事項を記入し、返信用封筒を同封し 児童福祉課まで郵送して下さい。申請書が無い人は児童福祉課 (Tel918-5027) に請求していただくか、市ホームページより ダウンロードしてください。(発送まで約1週間かかります。)

▶ 先輩ママの声:ステップアップは徐々にでもOK!

離別時、無職だった私はすぐに働ける場所を探さなければならず、 介護ヘルパーの仕事をスタートさせました。これまで働いていた仕事 とは全く分野も違いましたが、人と関わることで少しずつ自信を取り 戻しました。その事業所で経理事務の仕事に携わるようになり、知識 が足りないと思い、雇用保険の求職者支援制度を使って、 簿記の勉強をして転職しました。一度でのステップ

アップではなかったけど、子どもの成長の段階に 合わせることもできたように思います。

離婚・別居後の支援(養育費・親子交流など)

こどもの養育に関する合意書・こども養育プランの配布

【市民相談室】 ☎918-5002

離婚時に、こどもの養育(養育費・親子交流など)について父母間で 取決めをするための参考となる書類を配布します。

- *養育費とは、こどもが自立するまでに要する費用で、衣食住に必要な経 費、教育費、医療費などです。親には、親自身の生活に余力がなくても、 こどもに自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務が あるとされています。こどもが経済的・社会的に自立するまでは、こど もと離れて暮らしている親に対して養育費を請求することができます。
- *親子交流とは、こどもと離れて暮らしている親がこどもと定期的または 継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。
- *離婚届とともに配布するほか、市民相談室などで配布しています。

パンフレット「親の離婚とこどもの気持ち」の配布

【市民相談室】 ☎918-5002

親が離婚する場合における、こどもの気持ちの変化や、アドバイスなど を紹介しているパンフレットを配布します。

*離婚届とともに配布するほか、市民相談室などで配布しています。

「こどもと親の交流ノート」(養育手帳)の配布

【市民相談室】 ☎918-5002

離婚・別居後のこどもの情報を、父母間で共有 するための連絡ノートです。こどものふだんの 生活や最近の様子、親子交流の様子などが書き 込めるようになっています。

*市民相談室などで配布しています。



親子交流サポート事業

【市民相談室】 ☎918-5002

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流を深めるための場所として、 天文科学館をご利用いただけます。こどもが中学生以下で市内に居住 しているときは、プラネタリウムのファミリーシートやイベントの 優先予約を受け付け、親の入館料を無料にします。

親子交流のお手伝い

【市民相談室】 ☎918-5002

離れて暮らす親とこどもが会えるように、日程の調整や引き合わせ などのお手伝いをしています。くわしくは市民相談室にお問合せ ください。

養育費等・親子交流取決めサポート 【市民相談室】 ☎918-5240

こどもが養育費を確実に受け取れるように、養育費の取決めについて 調停調書や公正証書などの公的な書類として作成することを支援します。 また、親子交流の取決めについては、裁判所への申立てを支援します。

こどもの養育費立替支援事業

【市民相談室】

25918-5240

養育費が支払われないときに、養育費を支払うべき義務者に対して、 市が働きかけます。それでも支払いがない場合に、養育費を受け取る べき人に対して、市が立替払い(最大3か月分、こども1人当たり 上限月額5万円)をした上で、義務者に対して督促をします。

養育費差押えサポート事業

【市民相談室】 ☎918-5240

調停調書や公正証書などの債務名義で養育費の取決めをしたが、 実際に受け取ることができていない場合に、養育費を受け取るべき人 が裁判所でする差押え等の手続の費用を補助します。

相談窓口の一覧

相談内容	相談体制	相談日時	問合せ先
	母子・父子	- - - 相談	
母子·父子 相談	ひとり親家庭の困りごと、悩みごとについて 母子・父子自立支援員 が相談に応じます	平日: 9:00~17:00	児童福祉課 公 918-5182
母子・父子 就労相談	ひとり親世帯の保護者 の就労相談・支援 詳しくは28ページ参照	平日: 9:00~17:00	児童福祉課 公 918-5182
ひとり親 家庭 総合相談会	生活全般、就労相談、 法律相談など 児童扶養手当の現況届 の提出に合わせて専門 相談を受けることがで きます	8月中旬 10:00~16:00	児童福祉課 公 918-5182
家庭訪問型 相談	母子・父子自立支援員 が毎月家庭訪問し、 様々な悩みや心配ごと の解決を支援します	平日の夜間も可	児童福祉課 公 918-5182
女性のための相談窓口			
女性のための相談	生きづらさ、人間関係 のしんどさなど、女性 カウンセラーが、あな たの気持ちに寄り添 い、悩みの整理を手伝 います 電話相談または面接相 談(要事前予約)	火〜土 9:00〜17:00 ※下記の曜日のほっとライン(電話相談)は予約不要 水 9:00〜12:30 金 13:30〜17:00	あかし男女 共同参画セ ンター相談 受付ダイヤ ル ☎ 918-5611

女性のための法律相談	離婚、DV、職場でのハ ラスメント、相続な ど、法律問題につい て、女性弁護士が相談 に応じ、法的な助言を します(要事前予約) 事前に女性カウンセラ ーによる問題整理あり	第3木曜日 13:30~15:30	あかし男女 共同参画センター相談 受付ダイヤル 25 918-5611
DV相談	配偶者や親密な関係者からの暴力(身体的・心理的・性的・経済的・社会的)について、女性相談支援員が相談に応じます	平日 8:55~17:40	配偶者暴力 相談支援セ ンター ☎ 918-5186
困難な問題 を抱える女 性のための 相談	性的被害・家庭・地 域社会での困りごと などについて、女性 相談支援員が相談に 応じます	平日 8:55~17:40	あかし女性 SOS総合サポ ートセンタ ー ☎ 918-5206
就業相談	男女共同参画センター の就労相談員がハロー ワークあかしと連携し て、就職支援をしま す。仕事の探し方、適 職や資格、求職活動の 悩み、履歴書の作成、 面接対応などの助言 (男性の相談も可) (要事前予約)	火・木・土 9:00~17:00 第4木曜日 18:00~21:00 *オンラインでの 相談についてはお 問合せください hataraku@ withakashi.jp	あかし男女 共同参画センター相談 受付ダイヤル 25 918-5611

男性のための相談窓口			
男性のための相談	仕事のこと、家庭のこと、自分自身のこと、 人間関係、生き方など どんなことでもお気軽 にご相談ください	毎月第3水曜日 18:30~21:30	あかし男女 共同参画セ ンター 相談受付 ダイヤル ☎ 918-5614
	家庭でのこどもに関す	ることでお困りの方	ī
家庭こども相談	家庭におけるこどもの 困りごとについて相談 に応じます	平日 8:55~17:40	明石こども センター 本 918-5097
子育て相談	乳幼児の子育て(育児 不安など)について相 談に応じます *来所相談は事前予約 もできます	月~日 9:00~17:00 毎月最終水曜日 (最終水曜が祝 日・12/29~31の 場合はその前週水 曜)年末年始 (12/29~1/3)休所	あかし子育 て相談室 ☎ 918-5610
あかし子育 て相談ダイ ヤル(24時 間対応)	子育てに関する幅広い 相談に24時間いつでも 応じます 電話による相談が難し い方はメールまたはFAX もご利用いただけます	FAX: 926-2424 E-mail: soudan24@akashi- kosodate.jp	専用電話: 公 926-2525 問合せ先: 明石こども センター 公 918-5097
あかしこど も相談ダイ ヤル(24時 間対応)	こどもが、家のこと、 からだのことなどを、 24時間いつでも相談す ることができます 電話相談が難しい方は メール・FAXもご利用可	FAX: 926-2424 E-mail: soudan24@akashi- kosodate.jp	専用電話: 本 926-2525 問合せ先: 明石こども センター 本 918-5097

こども養育 専門相談	離婚・別居などに伴 う、養育費や親子交流 などについて、家庭問 題情報センター (FPIC)職員が相談に 応じます 法律相談(養育・雇用・	第4木曜日 13:00〜16:00 *要事前予約 相続など)でお困りの	市民相談室 ☎ 918-5002
法律相談	法律問題全般に関し て、弁護士が相談に応 じます	火·金 13:00~16:00 *要事前予約	市民相談室
出張法律 相談 無戸籍者の ための相談 窓口	大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター 戸籍がないことによっ て受ける社会生活上の 不利益等の相談に応じ	第2月曜日 第3月曜日 第4月曜日 平日 9:00~17:00	市民相談室 ☎918-5002 *要事前予 約 市民相談室 ☎918-5002
	からだの健康・ここ	 	
健康につい ての相談 こころの ケア相談	保健師、栄養士、歯科衛生士などが相談に応じます 保健師、精神保健福祉士などが相談に応じます	*要事前予約 *面接相談は 要事前予約	あかし保健所健康推進課 25918-5657 あかし保健所 相談支援課 25918-5669

こどもの心 のケアにつ いての相談	市内の児童・生徒の心 のケアに関する相談に 応じます	平日 9:00~17:00 *来所相談は 要事前予約	青少年育成 センター ☎918-5410
発達相談	発達障害をはじめ、支援を必要とする方とそのご家族に関する相談に応じます *詳しくはホームペー	平日 9:00~17:00 *要予約	明石市立発 達支援セン ター ☎918-5841
ジをご覧ください こどもの学校での教育についてお困りの方 こどもの教 こどものいじめや非行 平日 青少年育成			
育についての相談	などの問題行動、不登 校などの教育に関する 相談に応じます	9:00~17:00 *来所相談は 要事前予約	センター ☎ 918-5410
校則・PTA・ いじめ・体 罰総合相談	学校におけるさまざま な問題(校則・PTA活 動・いじめ・体罰な ど)での悩みに関する 相談に応じます	平日 9:00~17:00 *来所相談は 要事前予約	市民相談室



男女共同参画センター

離婚やジェンダー問題に関しての専門的な図書を揃え、貸し出しも しています。悩み相談・就労相談・セミナーなども開催。

兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3(神戸クリスタルタワー7 階) TEL 078-360-8550 https://www.hvoqo-even.ip/

複合型交流拠点 ウィズあかし

(明石市生涯学習センター・あかし男女共同参画センター・あかし市民活動支援センター)

〒673-0886 明石市東仲ノ町6番1号(アスピア明石北館7~9階)

TEL: 078-918-5611 https://withakashi.jp/

▶ 先輩ママの声: 男女共同参画センターで

県の男女共同参画センターを離婚前後によく利用しました。女性弁護士による法律相談や、再就職のためのセミナーなどを受講することで、自分がこれからどうしていくか整理することができました。自分のことだけでなく、離婚後の子どもの気持ちを考えられるような本を借り、のちの子育てにもいい影響があったように思います。ジェンダーの視点を身につけられる図書もたくさん置いています。



▲イーブンinstagramより



▲あかし男女共同参画センターのチラシ

ひとり親家庭交流事業

ひとり親家庭の親子を対象に、親同士が情報交換したり、親子で交流 できる場として、生活に役立つ内容をテーマにしたセミナーや親子で 参加できるイベントを、年間を通じて開催しています。

*毎回、母子・父子自立支援員等が相談に応じます。

2025年度セミナー・イベント

【児童福祉課】 ☎918-5182

0	日時	場所	内容·講師	募集
1	5月25日(日) 11:00~14:00	あかしこども広場 キッチンルーム (パピオスあかし5F)	焼きたてピザをみんなで楽しもう! 講師:Bombe hiroshiさん (ピザ窯クリエーター)	15組 参加費 大人400円 子ども100円 託児なし
2	6月28日(土) 14:00~16:00	ウィズあかし 学習室802	ひとり親家庭セミナー 「自己尊重トレーニング」 講師: 安木 麻貴 (しんぐるまざあず・ふぉーらむ・ 神戸ウエスト)	20人 無料 託児あり (託児は未就学児)
3	9月28日(日) 14:00~16:00	ウィズあかし 学習室802	「ひとり親家庭のためのマネーセミナー ライフブランと教育費」 講師:山口みのりさん (ファイナンシャルプランナー・ キャリアコンサルタント)	30人 無料 託児あり (託児は未就学児)
4	11月16日(日) 14:00~ 16:00	ウィズあかし 学習室802	「ひとり親の親子のための 性教育セミナー」 講師: 大原亜由美さん (なぎ・和助産院 助産師)	20組 無料 託児あり (託児は未就学児)
5	12月6日(土) 14:00~16:00	ウィズあかし 学習室704	クリスマス交流会 「リトミックを楽しもう♪」 出演: どれみFun English (英会話講師 Naomi さん・ リトミック講師おおらいみどりさん)	20組 参加費 大人400円 子ども100円 託児なし

- ※各回順次受付を開始します。
- ※日程・場所・内容などは変更、中止となる場合があります。 お申し込みはこちらのフォームから→



明石市内のひとり親の方たちが企画に参加しています。 手作りおやつとお茶を楽しみながら交流しましょう!

2025 年度 明石市ひとり親家庭 親子交流会(おしゃべり会)

シングルマザー・シングルファーザーの 555 手作りおやつ de おしゃべり Cafe

ひとり親家庭の仲間で集まり、手作りおやつを一緒に作りましょう。

楽しいこともしんどいこともみんなでシェア♪

仲間とお茶を飲みながら、ここでしか話せないこと、おしゃべりしてみませんか?

開催日 2025年 7/27(日) 10/19(日)

2026年 1/25(日) 2/28(土) 全4回

(各回開催日の1か月前から受付を開始します)

問制 14:00~16:00

場所 ウィズあかし調理実習室

(明石市東仲ノ町6番1号 アスピア明石北館8階)

親子 先着 10組 (0~3歳託児あり 先着5名) 定員

参加費 大人 200 円 子ども 100 円 持ち物 エプロン タオル

~申し込みについて~

下記受付フォームからお申し込みください。

締切 各開催日の10日前

※各回順次受付を開始します。

※お預かりした個人情報は、本イベントに関することのみに使用し、ほかの目的では使用しません

※日程・場所・内容などが変更、中止になる場合があります

※アレルギー対応については、徹底した成分除去等の対応はできません。ご不安な方は、ご自身での食材・ お申込フォームはこちら 食器の持込をお願いします。



(フォームからの申込が難しい 場合は児童福祉課までご連絡ください)

お子さんとの思い出作りにも

お問い合わせ

運営

明石市役所児童福祉課 TEL (078)918-5182

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・神戸ウエスト

ひとり親家庭の支援団体

しんぐるまざあず・ふぉーらむ・神戸ウエスト

5078-707-6063

ひとり親家庭の親と子どもたちがイキイキと楽しく暮らせるように小さな地域での 仲間づくりを応援しています。全国的な制度や取り組みなどを小地域で共有し、孤独・ 孤立防止などの課題解決に取り組んでいます。

ボランティア参加大歓迎! 私たちと一緒に地域でのつながりを育てていきましょう。 おしゃべり会やイベントの自主事業も行っているので気軽にご連絡ください。 (所在地) 神戸市垂水区上高丸3-13-4-303 公式 LINE登録→

(Email) smfkansaikobewest@yahoo.co.jp (HP) https://www.s-kobewest.com/

NPO法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

206-6147-9771

電話相談 (離婚前、くらしの相談ほか) やシングルマザー同士の交流や情報提供をしています。 (Email) mail@smf-kansai.main.jp (HP) http://smf-kansai.main.jp/

一般財団法人 兵庫県婦人共励会(ひとり親 Hyogo)

☎078-341-7372

兵庫県内の14市町が集まって組織されていて、兵庫県から母子等福祉事業の一部を受託し実施するほか、母子家庭の母および父子家庭の父、並びに寡婦の連絡協議機関としての業務を行っています。奨学金情報もあり。 公式LINE登録→

(所在地) 神戸市中央区下山手通5-7-11 兵庫県母子会館内

(Email) hyougoboshi@titan.ocn.ne.jp (HP) http://www.hyougoboshi.join-us.jp/

NPO法人 女性と子ども支援センター ウィメンズネット・こうべ **☎**078-754-9320

ひとり親家庭支援の拠点ができました。引き続きシングルマザーと子どもの居場所を 開設しています。シングルマザーの子ども対象の学習支援、居住支援も行っています。 毎週木曜 「わたしの時間」「COCOさろん」など開催 WACCA 078-798-6150 (Email) wacca@wn-kobe.or.ip (HP) https://wacca.wn-kobe.or.ip/

当事者エッセイ集

「自分に必要な制度を選択」 Hさん(30 歳代)

年長の息子と2人で暮らすシングルファーザーです。早いもので、ひとり親になってから3年が経ちました。

ひとり親になった当初は、生活リズムを整えることや仕事のバランス、そして何より、子どもの不安を少しでも和らげることを考えていました。 それらを保つためには、「心身ともに自分がしんどくなってはダメだ」と 思っていたので、早々に「使える制度は使わせていただこう」と市役所の 児童福祉課に相談に行かせてもらいました。

自身の状況によって、利用できる制度、できない制度はありましたが、「ファミリーサポート」、「一時預かり」、「ひとり親家庭等日常生活支援」、「法律相談」等を利用させていただきました。

特に「ひとり親家庭等日常生活支援」は、期間限定ではありますが、シルバーさんに家事(調理・掃除等)をしていただけたので、色々重なって大変だった時期に利用ができ、とても助かりました。

また、併せてご案内いただいた「ひとり親家庭交流事業」も、時々参加 させていただき、貴重な時間となっています。

キャンプやお菓子づくり等、自分ひとりではなかなかさせてあげられない活動を子どもに経験させられることもありがたく感じています。生活のほとんどが「自分と子ども」になってしまうので、「大人の方、それも似たようなご苦労を経験されている方」とお話でき、「息抜き」や「気づき」をもらえる時間となりました。

ひとり親となり、子どもに対しての負い目があったり、日々の忙しさに目が回りそうになったりしますが、フォーマル、インフォーマル両面での 支援を受け、父子ともに元気に暮らせていることに感謝しております。 息子は今春、大学生となりひとり暮らしを始めた。

早めに就職してくれたら助かるという下心で工業高校への進学を強く勧め、 無事に工業高校に入学した。

しかし、「大学に行きたい」と秘めた思いがあったのか、入学直後から 学校に行きにくくなり、お互いに大変な思いをした。なんとか学校に行き はじめた彼が進路選択時、目標に選んだのが、私大、一般入試、自宅外通 学という三大お金がかかる道。年収 300 万で暮らしている私には、不安で しかなかった。

2歳の時に離婚、いろいろ工夫して育ててきたが、ついに破たんか?中学までは市の就学援助(注:給食費、体操服代、野外活動費に充当される支援)を受け、高校では高等学校等就学支援金で授業料が無償化となっている。更に所得割非課税世帯までが受けられる高校生等奨学給付金が県から出てきたので申請して支援を受けていた。そうやって、制度の動きや情報をしっかりキャッチして支援を受けながら「いざという時のため」の貯蓄はコツコツとしてきたのではあるが。

高校の進路説明会で日本学生支援機構からの奨学金の説明があった。ひと通り聞いた後、何とかいけるかも?という思いに変わっていった。「いざという時」の貯蓄を使うのは「今」であることを悟ってからは、息子の大学進学大応援団となり、塾代、受験料は一切ケチることをやめ投資した。結果、第2希望の私大に合格することができた。

奨学金の予約採用決定通知を持って、入学した奨学金の受付は大変スムーズで、4月には給付されていた。同時に大学推薦を受けて応募した某財団からの奨学金も採用され、勉学に集中できる環境を整えることができた。「学びたい」をあきらめない、「できっこない」をやらなくちゃ。奨学金のパンフレットの言葉とサンボマスターの歌が沁みた。

編集後記

明石のひとり親支援事業に携わって、このサポートパンフづくりももう 4 度 目。少しずつひとり親家庭を取り巻く環境も制度も変わっていっています。子 どもの学年が変わるとき、ご自身のキャリアを考えるときにページを開いてもら えると嬉しいです。(M)

ひとり親の制度は子どもが 18 歳になるまでのものがほとんど。子育てが終わってからもまだまだ人生は続きそう・・・。ちょっとドキドキ。子育てに関わる制度以外に、健康保険や年金制度、雇用保険の大切さを改めて感じます。仲間と一緒に乗り越えたいな。少しずつ制度は変化していますので、このサポートパンフレットをもとに、一緒に学んでいきませんか。(Y)

皆さんもご自身の体験、文字にしてみませんか?きっと心の整理ができるはず。 作文なんて、と思われている方、文章化するお手伝いも行っています。交流会 の折にスタッフにお尋ねください。

メールで感想もお待ちしています。

宛先:しんぐるまざあず・ふぉーらむ・神戸ウエスト事務局 smfkansaikobewest@yahoo.co.jp



↑交流事業の様子です。ご参加お待ちしています!



ひとり親家庭サポートパンフレット

<発 行> 2025年8月

<発行元> 明石市こども局子育て支援室児童福祉課 明石市中崎 | 丁目5番 | 号 TEL: 078-918-5027 FAX: 078-918-5196

<監修> しんぐるまざあず・ふぉーらむ・神戸ウエスト